

令和 2 年 8 月 4 日

香川県歯科技工士会会長 殿

香川県知事 浜田 恵造



「感染警戒期」の対策について（依頼）

本県では、7月18日から31日までの2週間を「感染警戒期」と位置付け、特措法に基づく協力要請として、県民の皆様に対する不要不急の県外への移動を慎重に検討していただくことや、特に、この期間は、事業者の皆様に対するテレワーク、オンライン会議などの積極的な活用による出勤者の低減に積極的に取り組んでいただくことなど、集中的な対策を講じてきたところです。

この間の県内の感染状況を見ますと、7月18日、22日に1人ずつ新規感染者が発生し、その後の4連休は新規感染者の発生はありませんでしたが、再び28日に1人、県外との往来があった方が新たな感染者として発生するなど、感染拡大に予断を許さない状況が続いております。

また、他の都道府県においても、首都圏や関西圏をはじめ、最近では地方でも感染が広がっている状況にあり、8月に入れば、一層人の動きが活発になることも予想されます。

そこで、現在の感染警戒期の対策期間を7月31日（金）までとしておりましたが、対策期間を3週間延長し、8月21日（金）まで、引き続き、感染警戒期に位置付けて対策を一部追加、変更したうえで継続することとしたところです。

貴職におかれましては、こうした状況を御理解いただき、「感染警戒期」の対策（別紙）について、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願い申し上げます。

## 感染警戒期における対策について

令和2年7月17日

令和2年7月31日改正

○対策期間：8月1日（土）～8月21日（金）

## 1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

## (1) 外出について

- 不要不急の県外への移動については慎重に検討するよう協力要請。県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
  - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
  - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
    - 別添1（省略）：業種別ガイドライン
  - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請。また、新たに行動履歴を確認できる仕組みを検討
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

## (2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
  - 別添2（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」  
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
  - 別添3（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（省略）  
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

## 2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
  - 別添1（再掲）：業種別ガイドライン
  - 別添4（省略）：今後における適切な感染防止対策
- 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請
  - 別添5（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間隔の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すこと

を協力要請

- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

### 3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請  
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

**別添6**：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

**別添7**（省略）：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

### 4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

### 5. 観光振興

- 観光振興については、まずは、四国4県から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、対象地域等を適宜見直す。

### 6. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

時期	コンサート等		展示会等		プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)		お祭り・野外フェス等 地域的行事		
	○	△	○	△	○	△	○	△	
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50%（注） （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○	○	×	×	△ 【100人又は50% （屋外200人）】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可	○	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○	○	○	○	○	○	○
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～7.31)	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するものは、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○	○	○	○	○	○	○
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するものは、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○	○	○	○	×	○	○

- (注)・屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔（できるだけ2m）を確保
- ・ただし、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の50%程度以内という基準を用いる。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いる。
  - ・9月以後の取扱いについては、今後検討